

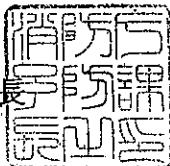
消防予第215号

平成18年6月1日



各都道府県消防防災主管部長 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防予防課長



### 消防用設備等の試験基準の一部改正について

「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）が、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成18年消防庁告示第9号）により改正され、誘導灯及び誘導標識、非常電源（自家発電設備）及び非常電源（蓄電池設備）の試験結果報告書の様式が改められ、非常電源（燃料電池設備）の試験結果報告書の様式が追加されたことに伴い、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日消防予第282号）を下記のとおり一部改正しますので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県の市町村に対しても周知されますようお願いします。

#### 記

「消防用設備等の試験基準の全部改正について」別添の一部を次のように改正する。

「第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準」を本通知の別添「第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準」に改める。

「第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準」を本通知の別添「第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準」に改める。

「第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準」を本通知の別添「第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準」に改める。

「第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準」の次に本通知の別添「第27の2 非常電源（燃料電池）の試験基準」を加える。

## 消防用設備等の試験基準

- 第1 消火器具の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準
- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管の試験基準
- 第22 非常コンセント設備の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源(高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備)の試験基準
- 第25 非常電源(低圧で受電する非常電源専用受電設備(配・分電盤等))の試験基準
- 第26 非常電源(自家発電設備)の試験基準
- 第27 非常電源(蓄電池設備)の試験基準
- 第27の2 非常電源(燃料電池設備)の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準

## 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準

誘導灯及び誘導標識の設置に係る工事が完了した場合における試験は次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定
誘導灯一般	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 多数の者の目に触れやすく容易に見とおし、かつ、識別できる位置に設けてあること。</li> <li>b 周囲にこれと紛らわしい灯火、広告、掲示板等が設けられていないこと。</li> <li>c 雨水等がかかる恐れのある場所に設ける物にあっては防水構造のものであること。</li> </ul>
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</li> <li>b 破損、変形、汚れ、使用上障害となる錯等がないこと。</li> </ul>
避難口誘導灯	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合は、当該附室の出入口)、直通階段の出入口(附室が設けられている場合は、当該附室の出入口)等の避難口の上部、又はその直近の避難上有効な箇所に設けられていること。</li> <li>b aに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設けられていること。</li> <li>c aに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるものがある場所に設けられていること。</li> <li>d 避難及び通行の障害にならない場所に設けられていること。</li> <li>e 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。</li> </ul>
	外 形 尺 法	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級、B級BH形又は点滅機能付のB級のものが設けられていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物</li> <li>(b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項に掲げる防火対象物の階、又は(16)項に掲げる防火対象物の階のうち、令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項に掲げる防火対象物の用途が存する階で、その床面積が1,000m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul> </li> <li>b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。</li> </ul>
	表 示 面	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。</li> <li>b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。</li> <li>c 表面に器具内配線等の影がないこと。</li> </ul>
通路誘導灯	通路又は廊下に設けるもの	設 置 場 所 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 廊下又は通路の曲がり角及び避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内に設けられていること。</li> <li>b 廊下又は通路の各部分を通路誘導灯等の有効範囲内に包含するために必要な箇所に設けられていること。</li> <li>c 避難又は通行の障害とならない場所に設けられていること。</li> <li>d 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。</li> <li>e 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有すること。</li> </ul>
	外 形 尺 法	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級又はB級BH形のものが設けられていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物</li> <li>(b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項に掲げる防火対象物の階、又は(16)項に掲げる防火対象物の階のうち、令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項に掲げる防火対象物の用途が存する階で、その床面積が1,000m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul> </li> <li>b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。</li> </ul>
	表 示 面	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。</li> <li>b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。</li> <li>c 表面に、器具内配線等の影がないこと。</li> </ul>

	階段又は傾斜路に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 階段等の天井の室内に面する部分又は壁体等に設けられていること。 b 通行の障害とならない位置に設けられていること。 c 階段、傾斜路の踏み面又は表面及び踊り場等の中心線の照度が1ルクス以上になるように設けてあること。
	客席誘導灯	設置場所等	目視により確認する。	a 劇場等の客席部分に設けられていること。 b 客席通路部分の照度が適正であること。
電 源	常 用 電 源		目視により確認する。	a 専用回路となっているとともに、開閉器には誘導灯用のものである旨の表示がされていること。 b 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。 c 電源の容量は、適正であること。
	非常電源	種 別	目視により確認する。	a 蓄電池設備で、内蔵型又は別置型のものであること。 b 20分間を超える時間における作動については、自家発電設備又は燃料電池設備でもよいこと。
		設置状況(内蔵型に限る。)		a 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。 b 蓄電池本体に、変形、損傷等がないこと。 c 電源の容量は、誘導灯の種別、設置場所等に応じた適切なものであること。
誘導標識	避難口に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 多数の者の目に触れやすくかつ、採光が十分にとれる場所であること。 b 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 c 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられていないこと。 表示面は所定の大きさであること。 a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 緑色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、白色であること。
		外 形 尺 法		
		表 示 面		
	通路等に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下であること。 b 曲がり角に設けられていること。 c 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 d 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられていないこと。 表示面は所定の大きさであること。 a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。 b 白色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、緑色であること。 150ミリカンデラ毎平方メートル以上であること。 設置場所の照度が100ルクス以上であること。
		外 形 尺 法		
		表 示 面		
		※表示面の平均輝度		
		※設置場所の照度		

備考 ※印は誘導灯及び誘導標識の基準(平成十一年消防庁告示第二号)第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。

## イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
電 源 の 自 動 切 替		器具のスイッチにより常用電源を遮断する。	非常点灯に切り替わること。
切 替 作 動 試 験	誘導灯 (消灯方式)	消 灯 機 能  ① 手動スイッチによって、消灯信号を送る。 ② 照明器具及び施設運動点滅器や光電管点滅器との連動により消灯を行う。 ③ 消灯の状態で、一括スイッチを投入する。 ④ 自動火災報知設備の火災表示試験を行う。 注: この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。	a 消灯すること。 b 連動が確実で消灯すること。 c 一斉点灯すること。 d 信号装置が連動し、消灯から正常点灯に切り替わること。

誘導灯 (点滅形)	点滅機能	<p>① 信号装置の点検スイッチによる点滅信号によって、点滅動作をさせる。</p> <p>② 自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を運動させ点滅動作をさせる。</p> <p>③ 点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより点滅動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、①によってのみ試験を行う。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に点滅動作を開始すること。</p> <p>b 確実に切り替わること。</p>	
	点滅機能	<p>① 点検スイッチにより非常点灯に切り替え、その状態のまま、点滅点検スイッチによって、点滅点灯をさせる。</p> <p>② 常用点灯のまま、点滅点検スイッチによって常用電源点滅点灯をさせる。</p> <p>③ 自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を運動させ、点滅点灯をさせる。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に点滅動作を開始すること。</p> <p>b 確実に切り替わること。</p>	
誘導灯 (誘導音装置付点滅形)	誘導音機能	<p>① 信号装置の点検スイッチによる音・点滅信号によって、誘導音と点滅動作をさせる。</p> <p>② 自動火災報知設備の火災表示試験を行う。</p> <p>③ 器具に点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより誘導音の動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、①によってのみ試験を行う。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に誘導音及び点滅の動作を開始すること。</p> <p>b 信号装置が運動し、誘導音の動作を開始すること。</p> <p>c 確実に切り替わること。</p>	
連動停止試験	誘導灯 (誘導音装置付点滅形)	自動火災報知設備との連動停止	作動試験によって誘導音が動作した後、階段室に設けた停止専用煙感知器又は階段室の警戒区域からの火災表示を行い、誘導音及び点滅を停止させる。	誘導音及び点滅が停止すること。
		放送設備との連動停止	非常放送設備との連動停止機能を有する設備にあっては、誘導音を動作させた状態において、非常用放送設備のマイクスイッチを押し、誘導音のみを運動停止させる。	誘導音が停止すること。

## 第26 非常電源（自家発電設備）

非常電源（自家発電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

## ア 外觀試験

## イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準																																
接地抵抗試験	<p>接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>測定値は、次表の数値であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>電圧の種別による機器</th> <th>接地工事の種類</th> <th>接地線の太さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別高圧計器用変成器の二次側電路</td> <td rowspan="2">A種</td> <td>引張り強さ 1.04kN 以上の金属線又は直径 2.6mm 以上の軟銅線</td> <td>10Ω以下</td> </tr> <tr> <td>高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱</td> <td>引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線</td> <td>計算値 (注 1)</td> </tr> <tr> <td>高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（ただし、低圧電路の使用電圧が 300V 以下の場合において、当該接地工事を変圧器の中性点に施し難い場合は、低圧側の一端子）</td> <td>B種</td> <td>引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線</td> <td>計算値 (注 1)</td> </tr> <tr> <td>高圧計器用変成器の二次側電路</td> <td rowspan="2">D種</td> <td>引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線</td> <td>100Ω以下 (注 2)</td> </tr> <tr> <td>低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱（外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあっては、鉄心）</td> <td>300V を超える低圧用のもの</td> <td>10Ω以下 (注 2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C種</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の 1 線地絡電流のアンペア数で 150 (変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が 150V を超えた場合に、1 秒を超えて 2 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 300、1 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 600) を除した値に等しいオーム数。</p> <p>(注 2) 低圧電路において当該電路に地絡が生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500 オーム以下</p>	区分			接地抵抗値	電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ	特別高圧計器用変成器の二次側電路	A種	引張り強さ 1.04kN 以上の金属線又は直径 2.6mm 以上の軟銅線	10Ω以下	高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱	引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線	計算値 (注 1)	高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（ただし、低圧電路の使用電圧が 300V 以下の場合において、当該接地工事を変圧器の中性点に施し難い場合は、低圧側の一端子）	B種	引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線	計算値 (注 1)	高圧計器用変成器の二次側電路	D種	引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線	100Ω以下 (注 2)	低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱（外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあっては、鉄心）	300V を超える低圧用のもの	10Ω以下 (注 2)		C種					
区分			接地抵抗値																															
電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ																																
特別高圧計器用変成器の二次側電路	A種	引張り強さ 1.04kN 以上の金属線又は直径 2.6mm 以上の軟銅線	10Ω以下																															
高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱		引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線	計算値 (注 1)																															
高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（ただし、低圧電路の使用電圧が 300V 以下の場合において、当該接地工事を変圧器の中性点に施し難い場合は、低圧側の一端子）	B種	引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線	計算値 (注 1)																															
高圧計器用変成器の二次側電路	D種	引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線	100Ω以下 (注 2)																															
低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱（外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあっては、鉄心）		300V を超える低圧用のもの	10Ω以下 (注 2)																															
	C種																																	
※絶縁抵抗試験	<p>発電機から変圧器一次側まで、切替装置の一次側まで又は配電盤の主開閉器一次側までの電路について、大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を所定の絶縁抵抗計で測定する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>測定値は、次表の数値以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電路の使用電圧の区分</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300V 以下</td> <td>対地電圧 150V 以下</td> <td>0.1MΩ</td> </tr> <tr> <td>対地電圧 150V を超え 300V 以下</td> <td>0.2MΩ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">300V を超えるもの</td> <td>3000V 高圧電路</td> <td>0.4MΩ</td> </tr> <tr> <td>3000V 高圧電路</td> <td>3.0MΩ</td> </tr> <tr> <td>6000V 高圧電路</td> <td>6.0MΩ</td> </tr> </tbody> </table>	電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値	300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1MΩ	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2MΩ	300V を超えるもの	3000V 高圧電路	0.4MΩ	3000V 高圧電路	3.0MΩ	6000V 高圧電路	6.0MΩ																	
電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値																																
300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1MΩ																																
	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2MΩ																																
300V を超えるもの	3000V 高圧電路	0.4MΩ																																
	3000V 高圧電路	3.0MΩ																																
	6000V 高圧電路	6.0MΩ																																
※絶縁耐力試験	<p>高圧電路及び当該電路に接続された機器に最大使用電圧の 1.5 倍の電圧を 10 分間印加する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>連続して 10 分間これに耐えること。</p>																																

作動試験	※保護装置作動試験	過電流遮断器 過速度停止装置	模擬試験装置又は回路により機能を確認する。	正常に作動し、遮断器開放表示、警報及び機械自動停止（過電流を除く。）の動作が設定値どおり正常に行われること。
		断水又は水温上昇停止装置（水冷式機関のみ）		
		ガス温度上昇停止装置（ガススタービンのみ）		正常に作動し、設定値において警報が行われること。
		減液警報装置（電気始動式で必要とする場合のみ）		
切替試験	始動空気圧低下警報装置（空気始動式のみ）	始動空気槽の圧力を低下させて、自動始動、自動停止することを確認する。	正常に作動し、設定値どおりに警報を発し、空気圧縮機が、自動始動・自動停止すること。	
	始動空気圧自動充気装置（空気始動式のみ）			
	手動停止装置	運転中のエンジンを、手動停止装置で停止させる。	確実に停止し、再始動しないこと。	
	※☆始動試験 ※電源切替試験	常用電源を切換装置の一次側で遮断するか又は同等な動作をする回路により試験する。	a 正常に動作し40秒以内に電圧が確立すること。 b 運転中において異常音又は異常振動がないこと。  a 40秒以内に電源切替装置が切り替わるか又は切替信号が送出されること。 b 運転中において、異常音又は異常振動がないこと。	
切替試験	蓄電池切替試験（自家発電設備から安定して電力が供給されるまでの間、蓄電池設備にて電力を供給するものに限る。）		自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備により電力が供給され、電圧確立後に自動的に蓄電池設備から自家発電設備に切り替わること。	
	始動用燃料切替試験（ガス事業者から		ガス事業者から供給されるガスを圧縮機から安定して供給するまでの間、始動用燃料容器から燃料を供給し、圧縮機の安定運転後に自動的に始動用燃料からガス事業者の供給するガスに切り替わること。	

		供給されるガスを燃料とするもので、ガスを圧縮して原動機に供給するものに限る。)	
--	--	---	--

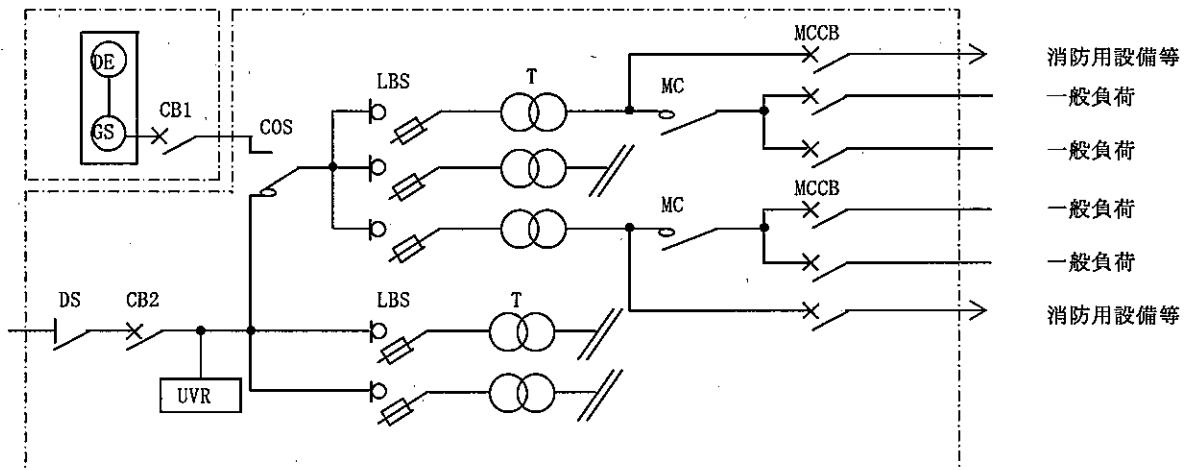
備考 ※印の試験は、「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。

☆印の試験は、電力を常時供給し続ける自家発電設備にあっては、省略することができる。

別図 自家発電設備の分岐方法

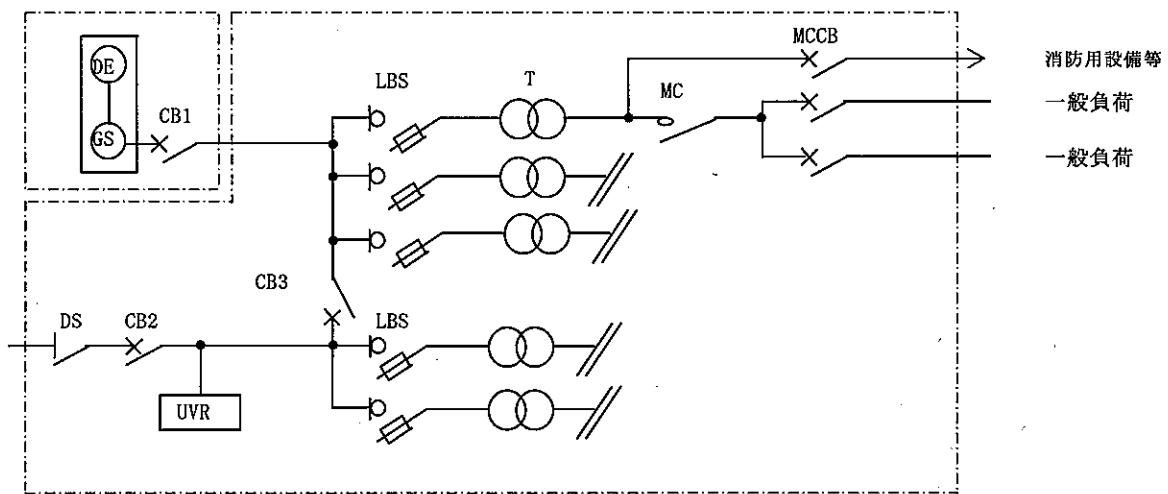
1 高圧発電設備で供給するもの

(1) 自動切替装置を設けた例



- (注) 1 LBS は、過負荷及び短絡時において MCCB より先に遮断しないものであること。
- 2 COS は、過負荷及び短絡時において LBS より先に遮断しないものであること。
- 3 UVR は、CB2 の二次側から自動切替装置までの間に設けること。
- 4 略号の名称は、附表のとおりとする。(以下同じ。)

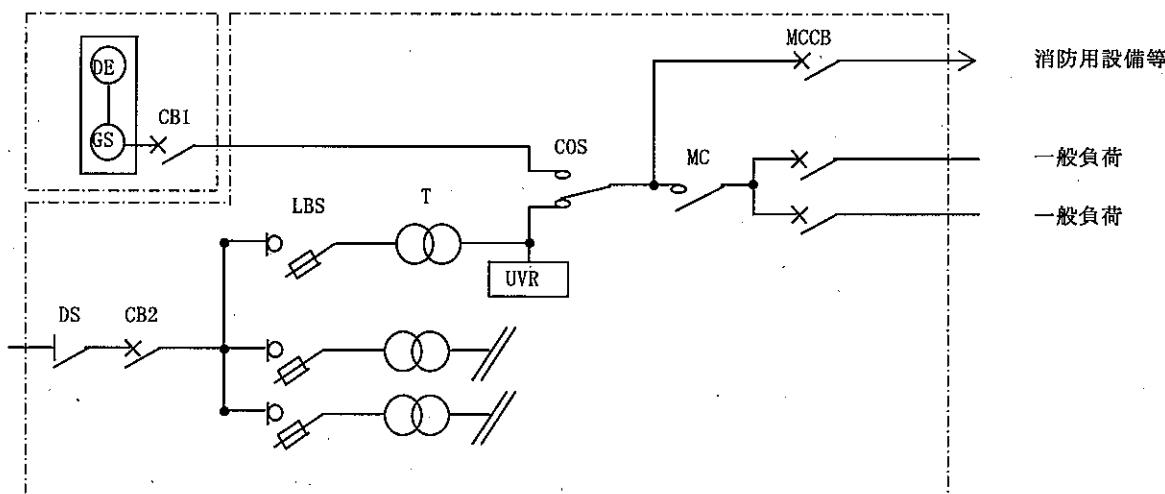
(2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



- (注) 1 CB1 は、過負荷及び短絡時において LBS より先に遮断しないものであること。
- 2 UVR は、CB2 から CB3 まで又は CB1 から CB3 までの間に設けること。

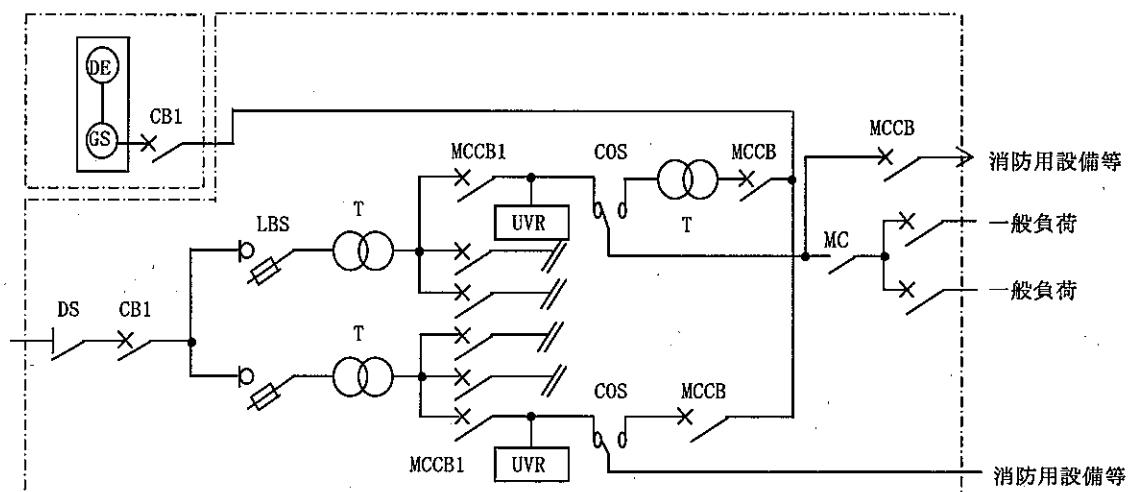
## 2 低圧発電設備で供給するもの

### (1) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例



(注) UVR は、変圧器の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

### (2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



(注) UVR は、MCCB1 から自動切替装置までの間に設けること。

附表

略号	名称
UVR	交流不足電圧繼電器
CB	遮断器
COS	自動切替装置
LBS	ヒューズ付負荷開閉器
MC	電磁接触器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
T	変圧器
DE	原動機
GS	発電機
[ ]	不燃専用室等の区画

## 第27 非常電源(蓄電池設備)

非常電源（蓄電池設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

設置方法	分岐方法	目視により確認する。	別図に示す方法により結線され他の電気回路の開閉器又は遮断器によって、遮断されないよう施工されていること。
	結線・接続		配線、付属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。
	表示		開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	蓄電池・充電装置・逆変換装置・直交変換装置等		電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。
	配線		

## イ 機能試験

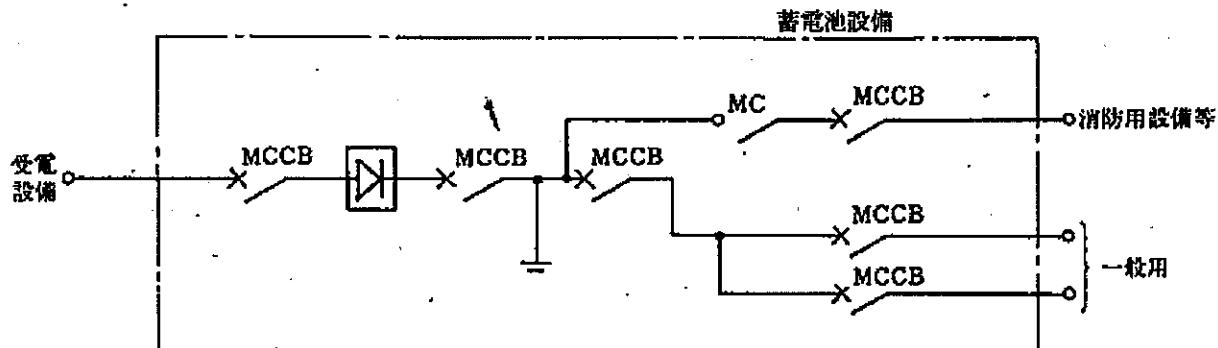
試験項目	試験方法	合否の判定基準		
接地抵抗試験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。		
区分			接地抵抗値	
電圧の種別による機器			接地工事の種類	接他線の太さ
特別高圧計器用変成器の二次側電路			A種	引張り強さ 1.04kN 以上の金属線又は直径 2.6mm 以上の軟銅線
高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱				10Ω以下
高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（ただし、低圧電路の使用電圧が 300V 以下の場合において、当該接地工事を変圧器の中性点に施し難い場合は、低圧側の一端子）			B種	引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線 計算値 (注 1)
高圧計器用変成器の二次側電路			D種	引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線 100Ω以下 (注 2)
低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱（外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあっては、鉄心）				300V を超えるもの。 10Ω以下 (注 2)
(注 1) 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の 1 線地絡電流のアンペア数で 150 (変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が 150V を超えた場合に、1 秒を超えて 2 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 300, 1 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 600) を除した値に等しいオーム数。				
(注 2) 低圧電路において当該電路に地絡が生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500 オーム以下。				

※ 絶縁抵抗試験		測定値は、次表の数値以上であること。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">低圧電路の使用電圧の区分</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300V 以下</td> <td>対地電圧 150V 以下</td> <td>0.1MΩ</td> </tr> <tr> <td>対地電圧 150V を超え 300V 以下</td> <td>0.2MΩ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>300V を超えるもの</td> <td>0.4MΩ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3000V 高圧電路</td> <td>3.0MΩ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6000V 高圧電路</td> <td>6.0MΩ</td> </tr> </tbody> </table>	低圧電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値	300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1MΩ	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2MΩ		300V を超えるもの	0.4MΩ		3000V 高圧電路	3.0MΩ		6000V 高圧電路	6.0MΩ
低圧電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値																	
300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1MΩ																	
	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2MΩ																	
	300V を超えるもの	0.4MΩ																	
	3000V 高圧電路	3.0MΩ																	
	6000V 高圧電路	6.0MΩ																	
作動試験	減液警報装置	正常に動作し、音響を発し、赤色表示灯が点灯すること。																	
		<p>次のいずれかの方法により減液警報の性能を確認する。</p> <p>(1) 蓄電池の電解液面を低下させる。</p> <p>(2) 電解液面低下検出電極を液面より出し入れする。</p> <p>(3) 検出の中継端子を短絡又は開放する。</p>																	
	切替装置	遮断器、電磁接触器、継電器、表示灯、計器類等が正常に作動すること。																	

備考 ※印の試験は、「蓄電池設備の基準」(昭和48年消防庁告示第2号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。

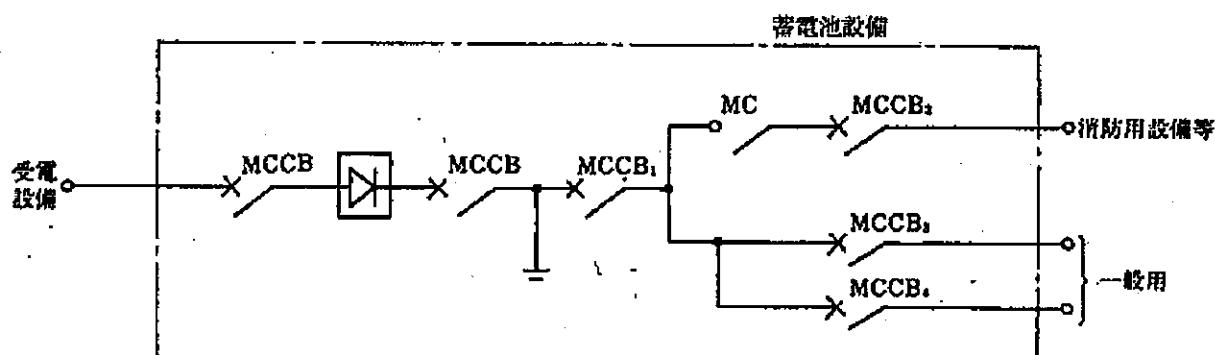
**別図 蓄電池設備からの分岐方法**

(1) 主遮断器の一次側より分岐する場合の例



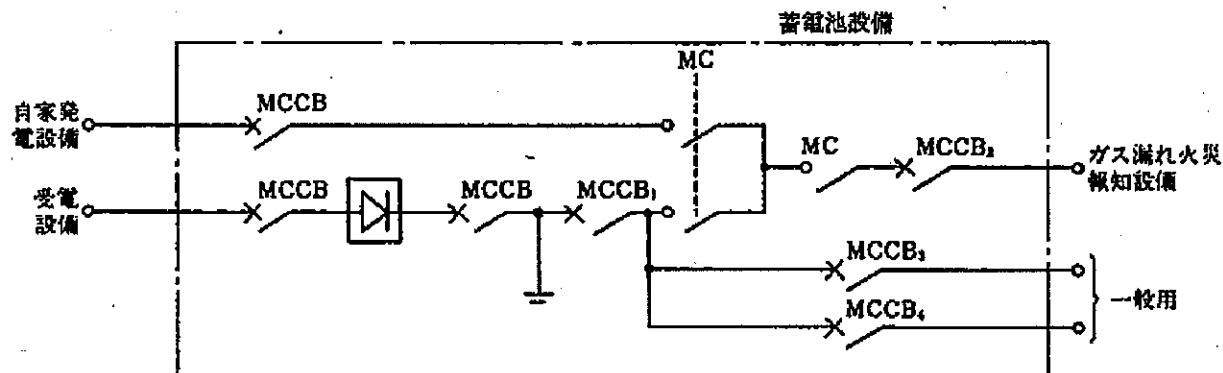
(注) 略号の名称は、MCCBは配線用遮断器をMCは電磁開閉器を示す。(以下同じ。)

(2) 主遮断器の二次側より分岐する場合の例



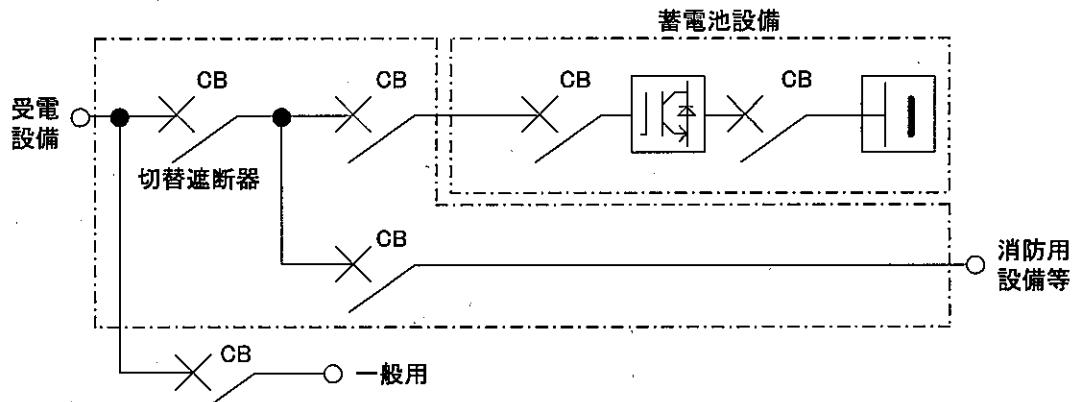
(注) 主遮断器MCCB<sub>1</sub>は過負荷及び短絡時にMCCB<sub>3</sub>、MCCB<sub>4</sub>より先に遮断しないものとする。

(3) 蓄電池設備と自家発電設備と併用する場合の例



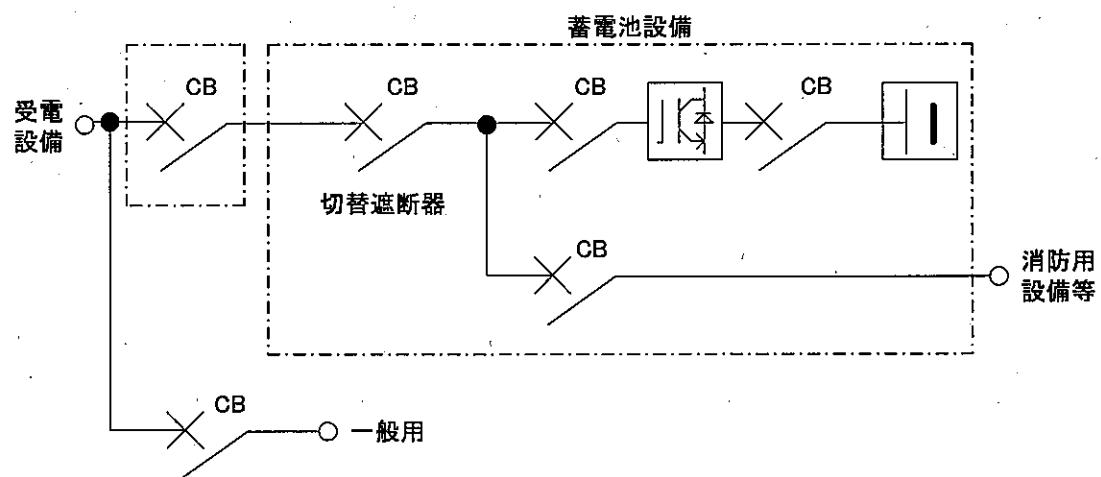
別図 蓄電池設備からの分岐方法

(4) 直交変換装置と接続する場合の例 1

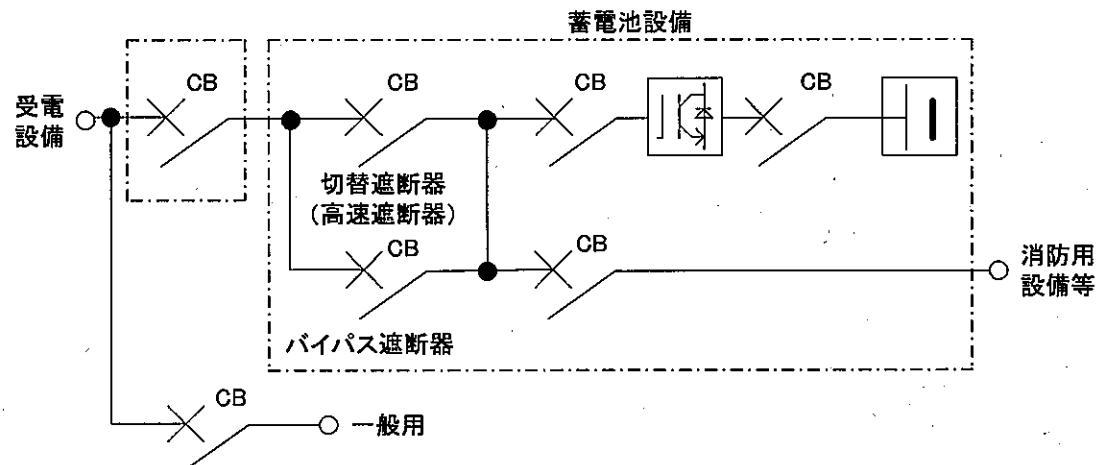


(注) 略号の名称は、CB は高圧用遮断器を示す。(以下同じ)

(5) 直交変換装置と接続する場合の例 2



(6) 直交変換装置と接続する場合の例 3



## 第27の2・非常電源（燃料電池設備）

非常電源（燃料電池設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

## ア 外觀試験

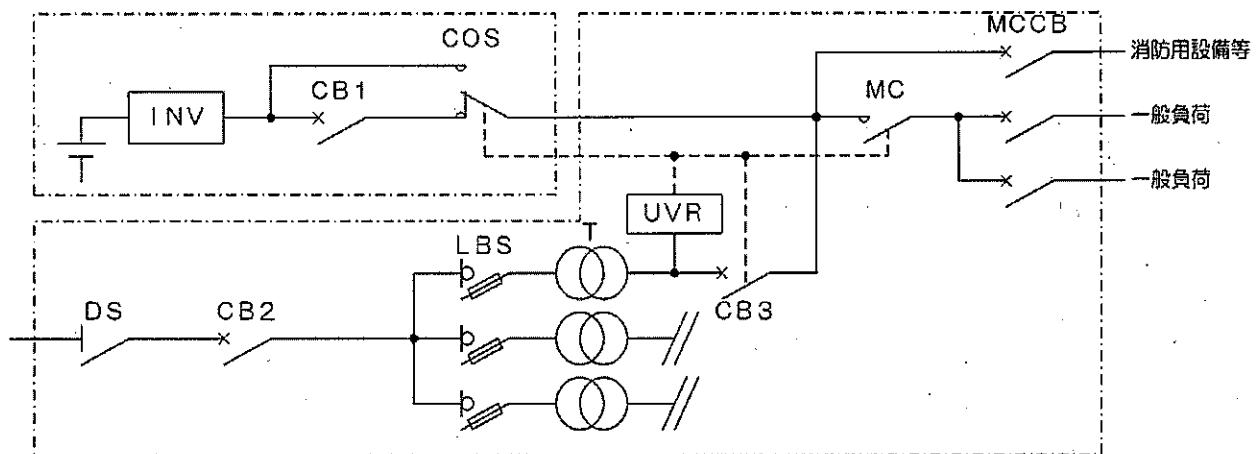
## イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準																		
接地抵抗試験	<p>接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>測定値は 次表の数値であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>電圧の種別による機器</th> <th>接地工事の種類</th> <th>接地線の太さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱(外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあつては、鉄心)</td><td>D種 引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線</td><td></td><td>10Ω以下 (注)</td></tr> <tr> <td>300V を超える低圧用のもの</td><td>C種</td><td></td><td>10Ω以下 (注)</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 低圧電路において当該電路に地絡が生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500 オーム以下。</p>				区分			接地抵抗値	電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ	低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱(外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあつては、鉄心)	D種 引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線		10Ω以下 (注)	300V を超える低圧用のもの	C種		10Ω以下 (注)
区分			接地抵抗値																	
電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ																		
低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱(外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあつては、鉄心)	D種 引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線		10Ω以下 (注)																	
300V を超える低圧用のもの	C種		10Ω以下 (注)																	
※絶縁抵抗試験	<p>燃料電池設備の電路の電線相互間及び電路と大地の間の絶縁抵抗値を所定の絶縁抵抗計で測定する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>測定値は、次表の数値以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電路の使用電圧の区分</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300V 以下 対地電圧(接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。)が 150V 以下の場合</td><td>0.1MΩ</td></tr> <tr> <td>その他の場合</td><td>0.2MΩ</td></tr> <tr> <td>300V を超えるもの</td><td>0.4MΩ</td></tr> </tbody> </table>				電路の使用電圧の区分	絶縁抵抗値	300V 以下 対地電圧(接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。)が 150V 以下の場合	0.1MΩ	その他の場合	0.2MΩ	300V を超えるもの	0.4MΩ							
電路の使用電圧の区分	絶縁抵抗値																			
300V 以下 対地電圧(接地式電路においては電線と大地との間の電圧、非接地式電路においては電線間の電圧をいう。)が 150V 以下の場合	0.1MΩ																			
その他の場合	0.2MΩ																			
300V を超えるもの	0.4MΩ																			
※絶縁耐力試験	<p>最大使用電圧の 1.5 倍の電圧を 10 分間印加する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	<p>連続して 10 分間これに耐えること。ただし、燃料電池セルスタックについてはインバータと切り離して、最大使用電圧の 1.5 倍の直流電圧又は 1 倍の交流電圧(500V 未満となる場合は、500V)を充電部分と大地との間に連続して 10 分間加えて試験してもよいこと。</p>																		
※ 保 護 装 置 作 動 試 驗	<p>燃料・改質系統設備内の燃料ガスの温度または圧力が著しく上昇した場合</p> <p>改質器のバーナーの火が消えた場合</p> <p>蒸気の温度または圧力が著しく上昇した場合</p>	<p>動作が設定値どおり正常に作動し、緊急停止、主回路遮断とし、燃料供給の自動遮断を行うこと。</p>																		

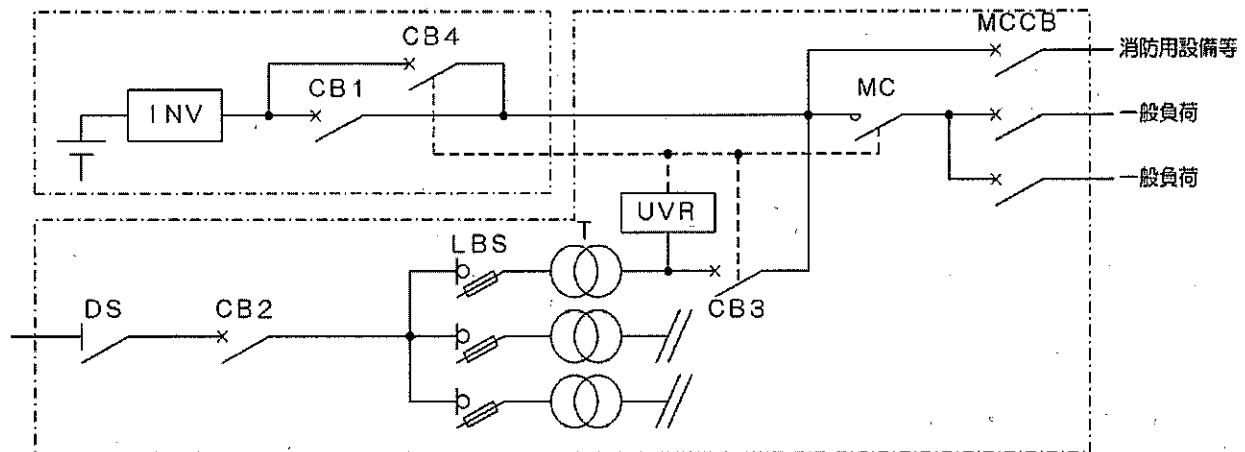
	燃料ガスの漏えいを検知した場合		
	手動停止装置		確実に停止し、再始動しないこと。
	切替試験	常用電源を切換装置の一次側で遮断するか又は同等な動作をする回路により試験する。	<p>a 40秒以内に電源切替装置が切り替わるか又は切替信号が送出されること。</p> <p>b 運転中において、異常音叉は異常振動がないこと。</p>

備考 ※印の試験は、「燃料電池設備の基準」(平成18年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。

**別図 低圧発電設備で供給するもの**  
**(1) 低圧幹線に自動切換装置を設けた例**



**(2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例**



附表

略号	名称
UVR	交流不足電圧継電器
CB	遮断器
COS	自動切替装置
LBS	ヒューズ付負荷開閉器
MC	電磁接触器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
T	変圧器
—	制御
□□□	不燃専用室等の区画

## 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準

誘導灯及び誘導標識の設置に係る工事が完了した場合における試験は次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

## ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定
誘導灯一般	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 多数の者の目に触れやすく容易に見とおし、かつ、識別できる位置に設けてあること。</li> <li>b 周囲にこれと紛らわしい灯火、広告、掲示板等が設けられていないこと。</li> <li>c 雨水等がかかる恐れのある場所に設ける物にあっては防水構造のものであること。</li> </ul>
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 「誘導灯及び誘導標識の基準」(平成11年消防庁告示第2号)に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</li> <li>b 破損、変形、汚れ、使用上障害となる錯等がないこと。</li> </ul>
避難口誘導灯	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 屋内から直接地上へ通ずる出入口(附室が設けられている場合は、当該附室の出入口)、直通階段の出入口(附室が設けられている場合は、当該附室の出入口)等の避難口の上部、又はその直近の避難上有効な箇所に設けられていること。</li> <li>b aに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設けられていること。</li> <li>c aに掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手を開くことができるものがある場所に設けられていること。</li> <li>d 避難及び通行の障害にならない場所に設けられていること。</li> <li>e 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。</li> </ul>
	外 形 尺 法	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級、B級BH形又は点滅機能付のB級のものが設けられていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物</li> <li>(b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階、又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途が存する階で、その床面積が1,000m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul> </li> <li>b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。</li> </ul>
	表 示 面	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。</li> <li>b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。</li> <li>c 表面上に器具内配線等の影がないこと。</li> </ul>
通路誘導灯	通路又は廊下に設けるもの	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 廊下又は通路の曲がり角及び避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内に設けられていること。</li> <li>b 廊下又は通路の各部分を通路誘導灯等の有効範囲内に包含するためには必要な箇所に設けられていること。</li> <li>c 避難又は通行の障害にならない場所に設けられていること。</li> <li>d 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。</li> <li>e 床面に設ける通路誘導灯は、荷重により破壊されない強度を有すること。</li> </ul>
	外 形 尺 法	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 次に掲げる防火対象物又はその部分に設置する場合は、当該誘導灯の区分はA級又はB級BH形のものが設けられていること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 令別表第一(10)項、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物</li> <li>(b) 令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階、又は(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、令別表第一(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途が存する階で、その床面積が1,000m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul> </li> <li>b その他の場所に設ける避難口誘導灯は、A級、B級又はC級のものであること。</li> </ul>
	表 示 面	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。</li> <li>b 避難口であることを示す文字及び避難口の方向を示すシンボルは適正で、色彩は白色であること。</li> <li>c 表面上に、器具内配線等の影がないこと。</li> </ul>

	階段又は傾斜路に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 階段等の天井の室内に面する部分又は壁体等に設けられていること。 b 通行の障害とならない位置に設けられていること。 c 階段・傾斜路の踏み面又は表面及び踊り場等の中心線の照度が1ルクス以上になるように設けてあること。
	客席誘導灯	設置場所等	目視により確認する。	a 劇場等の客席部分に設けられていること。 b 客席通路部分の照度が適正であること。
電 源	常 用 電 源		目視により確認する。	a 専用回路となっているとともに、開閉器には誘導灯用のものである旨の表示がされていること。 b 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。 c 電源の容量は、適正であること。
	非常電源	種 別	目視により確認する。	a 蓄電池設備で、内蔵型又は別置型のものであること。 <u>b 20分間を超える時間における動作については、自家発電設備又は燃料電池設備でもよいこと。</u>
		設置状況(内蔵型に限る。)		a 配線は、電気工作物に係る法令規定により適正に設けられていること。 b 蓄電池本体に、変形、損傷等がないこと。 c 電源の容量は、誘導灯の種別、設置場所等に応じた適切なものであること。
誘導標識	避難口に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 多数者の目に触れやすくかつ、採光が十分にとれる場所であること。 b 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 c 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられていないこと。 表示面は所定の大きさであること。
		外 形 尺 法		a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。
		表 示 面		b 緑色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、白色であること。
	通路等に設けるもの	設置場所等	目視により確認する。	a 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下であること。 b 曲がり角に設けられていること。 c 正常、かつ、堅固に取り付けられていること。 d 周囲に、これと紛らわしいもの又はこれらを遮る広告物、掲示物等が設けられていないこと。 表示面は所定の大きさであること。
		外 形 尺 法		a シンボルの色彩は緑色とし、シンボルの地の色彩は白色となっていること。
		表 示 面		b 白色の地で、シンボル又は文字が記載されていること。 c 文字の色彩は、緑色であること。
		※表示面の平均輝度		<u>150ミリカンデラ毎平方メートル以上であること。</u>
		※設置場所の照度		<u>設置場所の照度が100ルクス以上であること。</u>

備考 ※印は誘導灯及び誘導標識の基準(平成十一年消防庁告示第二号)第五第三号(四)に規定する高輝度蓄光式誘導標識に限る。

#### イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
電 源 の 自 動 切 替		器具のスイッチにより常用電源を遮断する。	非常点灯に切り替わること。
切 替 作 動 試 験	誘導灯 (消灯方式)	消灯機能 誘導灯用信号装置によって、次の動作を行う。 ① 手動スイッチによって、消灯信号を送る。 ② 照明器具及び施設運動点滅器や光電管点滅器との連動により消灯を行う。 ③ 消灯の状態で、一括スイッチを投入する。 ④ 自動火災報知設備の火災表示試験を行う。 注:この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。	a 消灯すること。 b 連動が確実で消灯すること。 c 一斉点灯すること。 d 信号装置が連動し、消灯から正常点灯に切り替わること。

誘導灯 (点滅形)	点滅機能  外付け形点滅装置を用いる点滅形誘導灯組合せ形点滅装置を用いる点滅形誘導灯	<p>① 信号装置の点検スイッチによる点滅信号によって、点滅動作をさせる。</p> <p>② 自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を連動させ点滅動作をさせる。</p> <p>③ 点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより点滅動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、①によってのみ試験を行う。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に点滅動作を開始すること。</p> <p>b 確実に切り替わること。</p>
誘導灯 (内照点滅形)	点滅機能	<p>① 点検スイッチにより非常点灯に切り替え、その状態のまま、点滅点検スイッチによって、点滅点灯をさせる。</p> <p>② 常用点灯のまま、点滅点検スイッチによって常用電源点滅点灯をさせる。</p> <p>③ 自動火災報知設備の火災表示試験で、信号装置を連動させ、点滅点灯をさせる。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に点滅動作を開始すること。</p> <p>b 確実に切り替わること。</p>
誘導灯 (誘導音装置付点滅形)	誘導音機能	<p>① 信号装置の点検スイッチによる音・点滅信号によって、誘導音と点滅動作をさせる。</p> <p>② 自動火災報知設備の火災表示試験を行う。</p> <p>③ 器具に点検スイッチがある場合は、個別に点検スイッチにより誘導音の動作の切り替えを行う。ただし、個々の器具に点滅点検スイッチを設けない場合は、①によってのみ試験を行う。</p> <p>注：この試験の終了後、信号装置は必ず復旧スイッチによってリセットしておくこと。</p>	<p>a 確実に誘導音及び点滅の動作を開始すること。</p> <p>b 信号装置が連動し、誘導音の動作を開始すること。</p> <p>c 確実に切り替わること。</p>
運動停止試験	誘導灯 (誘導音装置付点滅形)	自動火災報知設備との連動停止	作動試験によって誘導音が動作した後、階段室に設けた停止専用煙感知器又は階段室の警戒区域からの火災表示を行い、誘導音及び点滅を停止させる。
		放送設備との連動停止	非常放送設備との連動停止機能を有する設備にあっては、誘導音を動作させた状態において、非常用放送設備のマイクスイッチを押し、誘導音のみを連動停止させる。

## 第26 非常電源（自家発電設備）

非常電源（自家発電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

## ア 外観試験

## イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準																	
接地抵抗試験	<p>接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	測定値は、次表の数値であること。																	
		区分																	
		電圧の種別による機器	接地工事の種類	接 地 線 の 太 さ	接地抵抗値														
		特別高圧計器用変成器の二次側電路	A 種	引張り強さ 1.04kN 以上の金属線又は直径 2.6mm 以上の軟銅線	10Ω以下														
		高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱																	
		高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（ただし、低圧電路の使用電圧が 300V 以下の場合において、当該接地工事を変圧器の中性点に施し難い場合は、低圧側の一端子）	B 種	引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線	計算値（注 1）														
		高圧計器用変成器の二次側電路	D 種		100Ω以下（注 2）														
		低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱（外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあっては、鉄心）		300V 以下の低圧用のもの。ただし、使用電圧が直流 300V 又は交流対地電圧 150V 以下の機械器具を乾燥した場所に施設する場合を除く。															
		300V を超える低圧用のもの	C 種	引張り強さ 0.39kN 以上の金属線又は直径 1.6mm 以上の軟銅線	10Ω以下（注 2）														
<p>(注 1) 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の 1 線地絡電流のアンペア数で 150 (変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が 150V を超えた場合に、1 秒を超えて 2 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 300、1 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 600) を除した値に等しいオーム数。</p> <p>(注 2) 低圧電路において当該電路に地絡が生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500 オーム以下</p>																			
※絶縁抵抗試験	<p>発電機から変圧器一次側まで、切替装置の一次側まで又は配電盤の主開閉器一次側までの電路について、大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を所定の絶縁抵抗計で測定する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	測定値は、次表の数値以上であること。																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">電路の使用電圧の区分</th> <th>絶縁抵抗値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300V 以下</td><td>対地電圧 150V 以下</td><td>0.1MΩ</td></tr> <tr> <td>対地電圧 150V を超え 300V 以下</td><td>0.2MΩ</td></tr> <tr> <td colspan="2">300V を超えるもの</td><td>0.4MΩ</td></tr> <tr> <td colspan="2">3000V 高圧電路</td><td>3.0MΩ</td></tr> <tr> <td colspan="2">6000V 高圧電路</td><td>6.0MΩ</td></tr> </tbody> </table>			電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値	300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1MΩ	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2MΩ	300V を超えるもの		0.4MΩ	3000V 高圧電路		3.0MΩ	6000V 高圧電路		6.0MΩ
電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値																	
300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1MΩ																	
	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2MΩ																	
300V を超えるもの		0.4MΩ																	
3000V 高圧電路		3.0MΩ																	
6000V 高圧電路		6.0MΩ																	
※絶縁耐力試験	<p>高圧電路及び当該電路に接続された機器に最大使用電圧の 1.5 倍の電圧を 10 分間印加する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。</p>	連続して 10 分間これに耐えること。																	

作動試験	※保護装置作動試験	過電流遮断器 過速度停止装置	模擬試験装置又は回路により機能を確認する。	正常に作動し、遮断器開放表示、警報及び機械自動停止（過電流を除く。）の動作が設定値どおり正常に行われること。
	ガス温度上昇停止装置（ガス冷式機関のみ）			
	減液警報装置（電気始動式で必要とする場合のみ）			正常に作動し、設定値において警報が行われること。
	始動空気圧低下警報装置（空気始動式のみ）	始動空気槽の圧力を低下させて、自動始動、自動停止することを確認する。		正常に作動し、設定値どおりに警報を発し、空気圧縮機が、自動始動・自動停止すること。
	始動空気圧自動充気装置（空気始動式のみ）			
	手動停止装置	運転中のエンジンを、手動停止装置で停止させる。		確実に停止し、再始動しないこと。
切替試験	※☆始動試験	常用電源を切換装置の一次側で遮断するか又は同等な動作をする回路により試験する。	a 正常に動作し40秒以内に電圧が確立すること。 b 運転中において異常音又は異常振動がないこと。	
	※電源切替試験		a 40秒以内に電源切替装置が切り替わるか又は切替信号が送出されること。 b 運転中において、異常音又は異常振動がないこと。	
	蓄電池切替試験（自家発電設備から安定して電力が供給されるまでの間、蓄電池設備にて電力を供給するものに限る。）		自家発電設備の電圧確立及び投入までの間、蓄電池設備により電力が供給され、電圧確立後に自動的に蓄電池設備から自家発電設備に切り替わること。	
	始動用燃料切替試験（ガス事業者から		ガス事業者から供給されるガスを圧縮機から安定して供給するまでの間、始動用燃料容器から燃料を供給し、圧縮機の安定運転後に自動的に始動用燃料からガス事業者の供給するガスに切り替わること。	

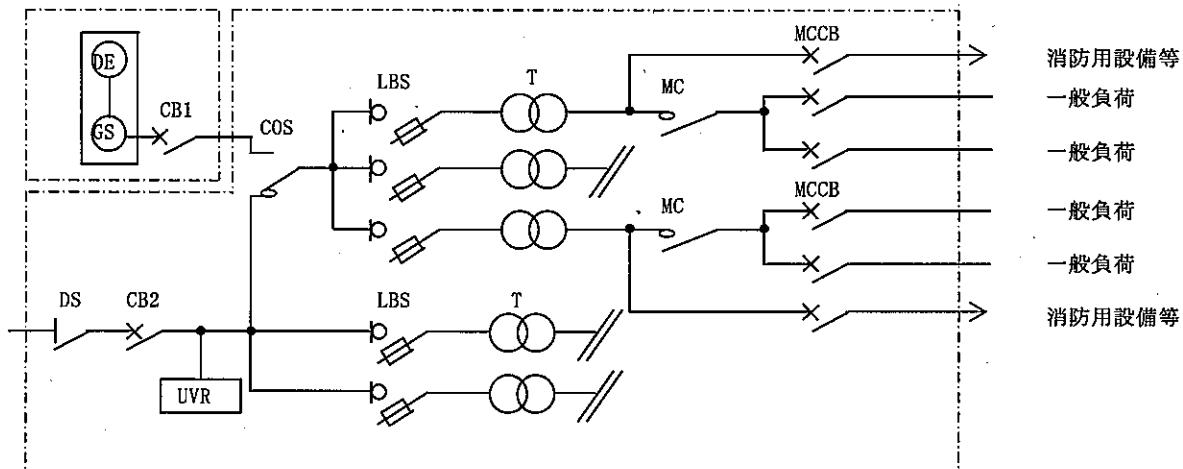
		<p>供給され るガスを 燃料とす るもの で、ガス を圧縮し て原動機 に供給す るものに 限る。)</p>	
--	--	---	--

備考 ※印の試験は、「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。  
☆印の試験は、電力を常時供給し続ける自家発電設備にあっては、省略することができる。

別図 自家発電設備の分岐方法

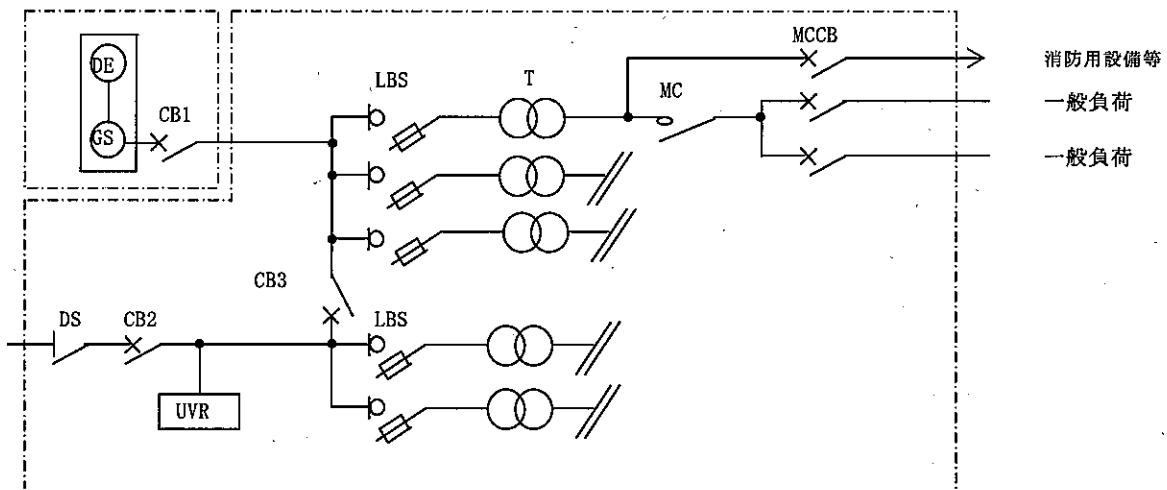
1 高圧発電設備で供給するもの

(1) 自動切替装置を設けた例



- (注) 1 LBS は、過負荷及び短絡時において MCCB より先に遮断しないものであること。
- 2 COS は、過負荷及び短絡時において LBS より先に遮断しないものであること。
- 3 UVR は、CB2 の二次側から自動切替装置までの間に設けること。
- 4 略号の名称は、附表のとおりとする。(以下同じ。)

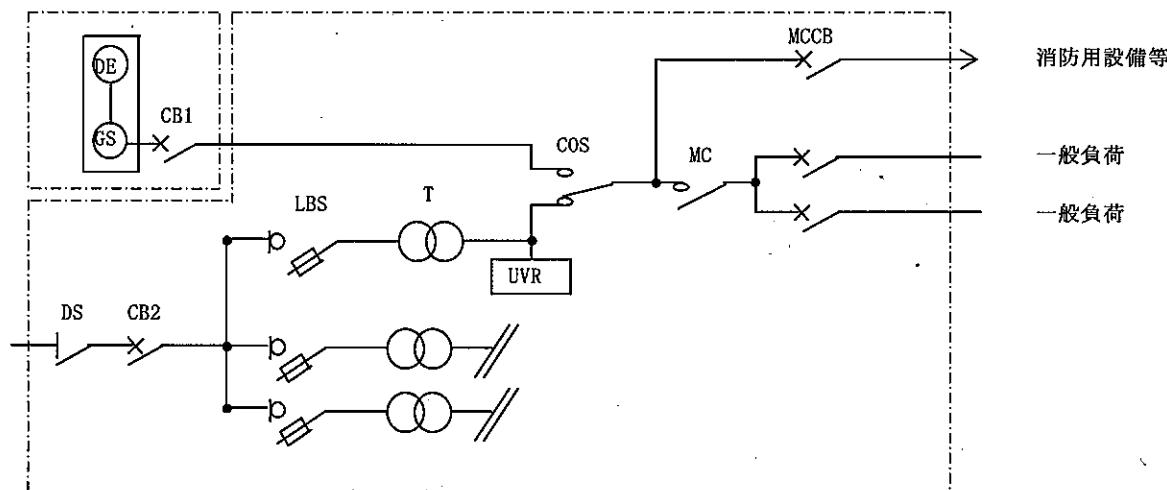
(2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



- (注) 1 CB1 は、過負荷及び短絡時において LBS より先に遮断しないものであること。
- 2 UVR は、CB2 から CB3 まで又は CB1 から CB3 までの間に設けること。

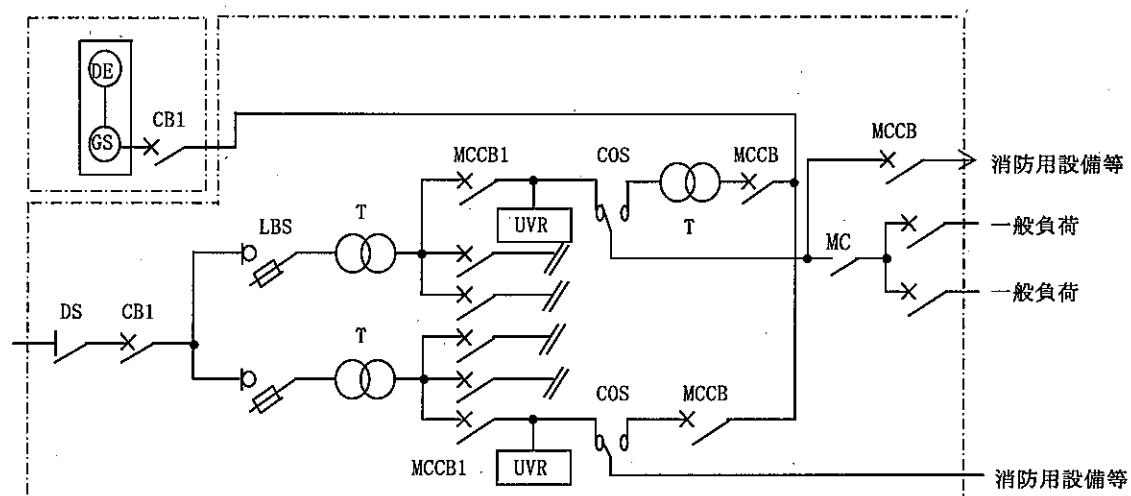
## 2 低圧発電設備で供給するもの

### (1) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例



(注) UVR は、変圧器の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

### (2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



(注) UVR は、MCCB1 から自動切替装置までの間に設けること。

附表

略号	名称
UVR	交流不足電圧繼電器
CB	遮断器
COS	自動切替装置
LBS	ヒューズ付負荷開閉器
MC	電磁接触器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
T	変圧器
DE	原動機
GS	発電機
[ ]	不燃専用室等の区画

## 第27 非常電源（蓄電池設備）

非常電源（蓄電池設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

## ア 外観試験

設置方法	分岐方法	目視により確認する。	別図に示す方法により結線され他の電気回路の開閉器又は遮断器によって、遮断されないよう施工されていること。
	結線・接続		配線、付属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。
	表示		開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	蓄電池・充電装置・逆変換装置・直交変換装置等		電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。
	配線		

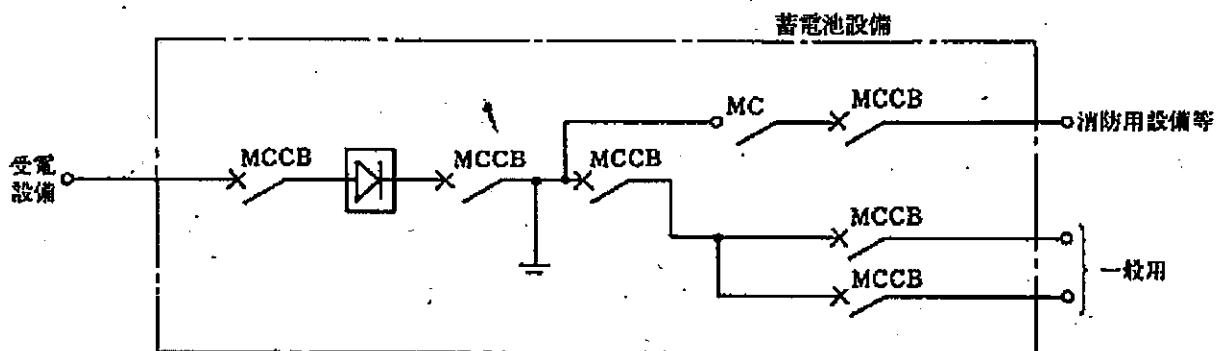
## イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準		
接地抵抗試験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。		
区 分			接地抵抗値	
電圧の種別による機器			接地工事の種類	接地抵抗値
特別高圧計器用変成器の二次側電路			A種	引張り強さ 1.04kN 以上の金属線又は直径 2.6mm 以上の軟銅線
高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱				10Ω以下
高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（ただし、低圧電路の使用電圧が 300V 以下の場合において、当該接地工事を変圧器の中性点に施し難い場合は、低圧側の一端子）			B種	引張り強さ 2.46kN 以上の金属線又は直径 4mm 以上の軟銅線
高圧計器用変成器の二次側電路			D種	計算値 (注 1)
低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱（外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあっては、鉄心）				100Ω以下 (注 2)
300V を超えるもの。			C種	10Ω以下 (注 2)
(注 1) 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の 1 線地絡電流のアンペア数で 150 (変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が 150V を超えた場合に、1 秒を超えて 2 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 300, 1 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 600) を除した値に等しいオーム数。				
(注 2) 低圧電路において当該電路に地絡が生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500 オーム以下。				

<p><b>※ 絶縁抵抗試験</b></p> <p>充電装置及び逆変換装置等又は直交変換装置の交流側端子と大地間（AとE）及び直流側端子と大地間（DとE）の絶縁抵抗値を低圧電路にあっては500V絶縁抵抗計、高圧電路にあっては1000V絶縁抵抗計で測定する。</p> <p>なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行なうことができる。</p>		<p>測定値は、次表の数値以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">低圧電路の使用電圧の区分</th><th>絶縁抵抗値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">300V 以下</td><td>対地電圧 150V 以下</td><td>0.1MΩ</td></tr> <tr> <td>対地電圧 150V を超え 300V 以下</td><td>0.2MΩ</td></tr> <tr> <td>300V を超えるもの</td><td>0.4MΩ</td></tr> <tr> <td colspan="2">3000V 高圧電路</td><td>3.0MΩ</td></tr> <tr> <td colspan="2">6000V 高圧電路</td><td>6.0MΩ</td></tr> </tbody> </table>	低圧電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値	300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1MΩ	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2MΩ	300V を超えるもの	0.4MΩ	3000V 高圧電路		3.0MΩ	6000V 高圧電路		6.0MΩ
低圧電路の使用電圧の区分		絶縁抵抗値																
300V 以下	対地電圧 150V 以下	0.1MΩ																
	対地電圧 150V を超え 300V 以下	0.2MΩ																
	300V を超えるもの	0.4MΩ																
3000V 高圧電路		3.0MΩ																
6000V 高圧電路		6.0MΩ																
作動試験	減液警報装置	次のいずれかの方法により減液警報の性能を確認する。 (1) 蓄電池の電解液面を低下させる。 (2) 電解液面低下検出電極を液面より出し入れする。 (3) 検出の中継端子を短絡又は開放する。																
	切替装置	正常に動作し、音響を発し、赤色表示灯が点灯すること。																
備考		※印の試験は、「蓄電池設備の基準」（昭和48年消防庁告示第2号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあっては、省略することができる。																

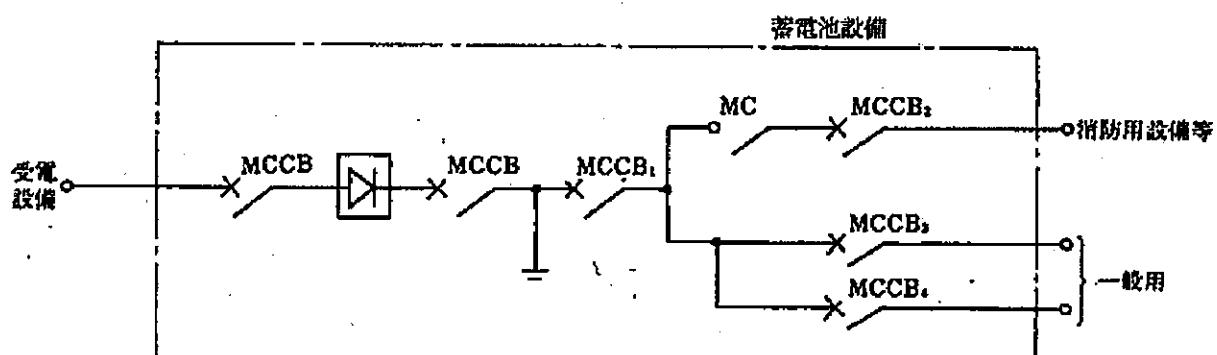
**別図 蓄電池設備からの分岐方法**

(1) 主遮断器の一次側より分岐する場合の例



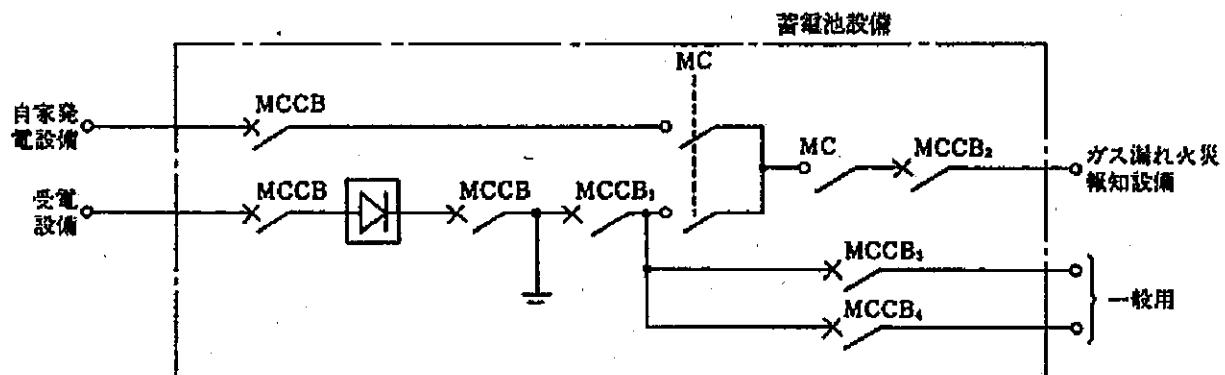
(注) 路号の名称は、MCCBは配線用遮断器をMCは電磁開閉器を示す。(以下同じ。)

(2) 主遮断器の二次側より分岐する場合の例



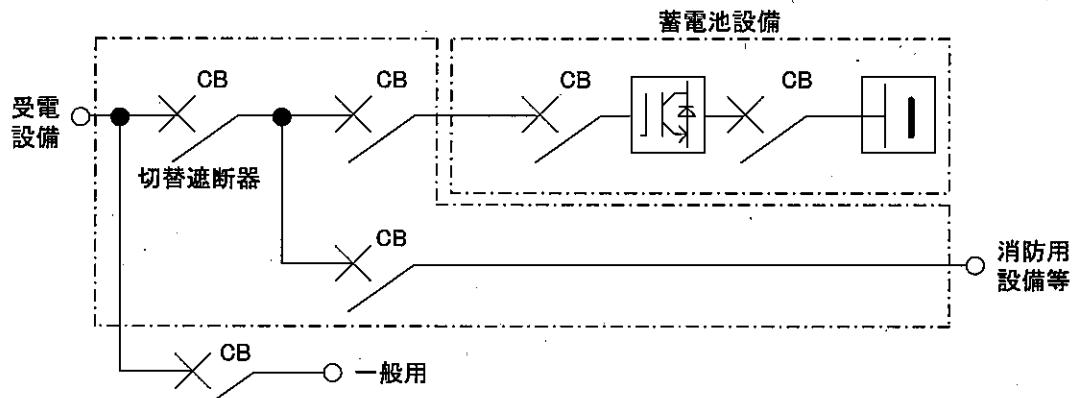
(注) 主遮断器MCCB<sub>1</sub>は過負荷及び短絡時にMCCB<sub>3</sub>、MCCB<sub>4</sub>より先に遮断しないものとする。

(3) 蓄電池設備と自家発電設備と併用する場合の例



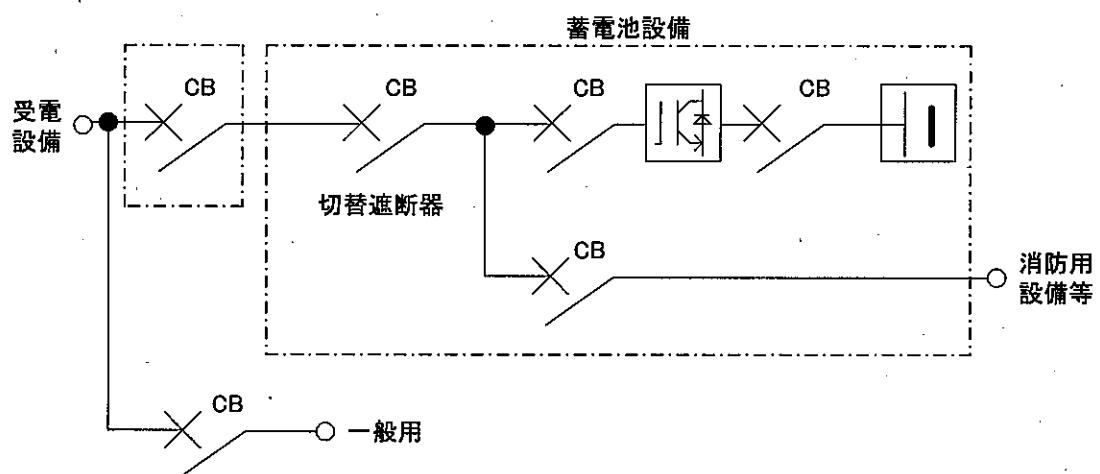
**別図 蓄電池設備からの分岐方法**

**(4) 直交変換装置と接続する場合の例 1**



(注) 略号の名称は、CBは高圧用遮断器を示す。(以下同じ)

**(5) 直交変換装置と接続する場合の例 2**



**(6) 直交変換装置と接続する場合の例 3**

